

保障措置に用いる査察用封印のき損事案を踏まえた対応方針について

令和2年11月4日

原子力規制庁

1. 背景・経緯

- 令和2年3月及び8月、日本原燃株式会社（以下、「原燃」という。）ウラン濃縮工場及び再処理工場において、国際約束に基づく保障措置活動¹の一環として国際原子力機関又は原子力規制委員会が国際規制物資の移動を監視するために取り付けた査察用封印がき損される事案が連続して発生した。
- 同年9月16日の第26回原子力規制委員会において、原子力規制庁から、当該事案に関する原燃からの報告及び原子力規制庁の対応を報告した。その際、あわせて以下の旨、説明した。
- A) 査察用封印のき損が発生したこと、並びにその原因及び再発防止に関する事業者から原子力規制委員会への報告については、現行の法令に規定されていない。ただし、事業者が定め、原子力規制委員会が認可している計量管理規定には、査察用封印のき損が発生した場合は原子力規制委員会へ連絡することが明記されている。
- B) これまで、査察用封印のき損があった場合には、その都度、規制当局としての対応を判断してきたが、その内容に必ずしも一貫性が無かった。
- これを受け、査察用封印のき損が発生した際に事業者から原子力規制庁に確実に報告がなされるようにするための方策と、報告を受けた際の原子力規制委員会の対応を検討するよう指示を受けた。

2. 対応方針

（1）原子力規制委員会への報告ルールの明確化

国際規制物資の使用等に関する規則（以下、「国規則」という。）を改正し、査察用封印及び監視装置のき損が発生した場合、事業者は、国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除き²、原子力規制委員会に、その発生を直ちに報告するとともに、その状況、その原因及び再発防止対策を遅滞なく報告することを義務付ける。なお、国規則の具体的な解釈に係る文書の作成については、国規則の改正案を踏まえ、検討する。

¹ 国際規制物資が核兵器などに転用されていないことを確認する活動。我が国は、核兵器不拡散条約（NPT）に加盟し、同条約の下、国際原子力機関（IAEA）との間で締結した保障措置協定及び同協定の追加議定書に基づき、IAEA保障措置を適用する義務を負っている。

² 国際原子力機関による追加的な確認のための活動が必要でないものについては報告させる必要性が乏しいため、報告対象から除く。

(2) 事業者から報告を受けた場合の対応

事業者からき損の発生に関する報告があった場合には、国際約束に基づく I A E A への報告のほか、原子力規制庁は、速やかに原子力規制委員会に報告する。更に、事業者から報告のあった原因や再発防止対策について評価を行った上で、原子力規制委員会に事業者からの報告の内容及びその評価結果を報告する。再発防止対策の実施状況については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 1 項に基づく立入検査により確認する。このため、所要の検査の実施要領を整備する。

3. 今後の予定

国規則改正案及び要領案について、年内を目途に原子力規制委員会に諮る。